

重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 5 条に基づいて、当施設があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第 1 事業者

※事業者名称	社会福祉法人てとろ
※主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市中区出来町三丁目 20 番 9 号
法人等種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 阿部(古内) 真由子
電話番号	052-737-1043

第 2 ご利用施設

施設の種別	保育所
施設の名称	てとろ北保育園
施設の所在地	長久手市池田 61-4
施設長氏名	阿部(古内) 真由子
連絡先	電話 0561-76-0678 FAX 0561-76-0679

第 3 施設の目的・運営方針

てとろ北保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

- ① 保護者とともに子育てをします
保護者と保育者の会話を大切にし、日々のコミュニケーションによる信頼関係を築きます。その中で汲み取った各家庭のライフスタイルを尊重し、可能な限り、個々のリズムに合わせた保育を目指します。
- ② 子どもにとって第二の家庭、保護者にとっての身近な相談者となっていきます
愛情を最も必要とする乳幼児期に保護者の代わりとなり、心身から愛情を注ぎ、スキンシップを第一にした保育をします。「よく食べる」「よくあそぶ」「よく眠る」を大切にし、温かい家庭的な雰囲気の中で子どもと保護者にとって安心できる場所となっていきます。
- ③ 保護者と地域を結びつける役割を担います
園児とその保護者は、地域の中で日常生活を送っています。地域の中で生き生きと暮らすことができるよう、園生活の中でも地域との連携をとっていきます。

第4 施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1056.91 m ²
	屋外遊戯場	244.40 m ²
園舎	構造	木造二階建て
	延べ面積	380.77 m ²

(2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室	1室	にれ組（0歳児クラス）
ほふく室	1室	なんてん組（1歳児クラス）
保育室	4室	かえで組（2歳児クラス） はなのき組（3歳児クラス） さくら組（4歳児クラス） おりーぶ組（5歳児クラス）
遊戯室	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	

第5 利用定員

認定区分		利用定員
2号認定子ども		49人
3号認定子ども	満1歳以上	32人
	満1歳未満	9人

第 6 職員の配置状況

当園では、児童福祉法の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	—	
主任保育士	1	1	—	
保育士	23	13	10	
医師（嘱託医）	3	—	3	
看護師				
保健師				
事務職員	2	1	1	
調理員	4	2	2	
保育従事者	2		2	

※ その他、必要に応じて職員を配置しております。

第 7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
園長	9：00 ～ 18：00	
主任保育士	9：00 ～ 18：00	
保育士	早番 7：30 ～ 16：30 日勤 9：00 ～ 18：00 遅番 10：30 ～ 19：30 *ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
看護師		
保健師		
事務職員	8：30 ～ 17：30	
調理員	7：30 ～ 16：30	

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開所曜日	2・3号	月・火・水・木・金・土・日 (ただし、日・祝日は長久手市の規定する休日保育とする)	
開所時間 (延長保育)	2・3号	全日	7:30 ~ 18:30 (~19:30)
		コア時間	8:00 ~ 16:00

※ 12月29日から1月3日は休園日となります。

※ 表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される教育・保育給付認定の各区分を表しています。

第9 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて、次に掲げる提供等を適切に行います。

(1) 当園の保育の理念

法人理念である「百花繚乱」を軸に、尊厳ある個々の生活を大切に、個と全体の調和を図ります。保育者が最小の制約のもとで支援し、利用者が最大の自由のもとで自分らしい生活を営んでいくことにより、それぞれの利用者が家庭やコミュニティの中でその人らしい尊厳ある生活を営めるよう、また、心身ともに健やかに生きていく権利を支持します。

(2) 当園の保育の目標

- ・信頼し、信頼される子
- ・自立心のある子
- ・がんばる力のある子

(3) 当園の保育の内容に関する全体計画

当園の保育課程及び、保育理念、保育目標に基づいて策定される

- ・月案（0歳～5歳）
- ・日案／週案（0歳～5歳）
- ・個別児童計画（0歳～2歳）

にのっとり保育を行います。

(4) その他

特になし

(5) デイリープログラム (一日の流れ)

0歳～3歳 (3歳児の午睡は9月まで。午睡なしの日の午後活動は4歳5歳に同じ。)

平 日		土・日・祝	
時間	活 動	時間	活 動
7:30	開園順次登園		左の日課で合同保育
8:00	自由遊び・外遊び		
9:00	(オムツ替え) 朝おやつ・主活動		
11:00	(オムツ替え) 昼食		
12:00	午睡		
14:30	(オムツ替え) 自由あそび		
15:00	おやつ		
15:30	お帰り準備・順次降園 (合同保育)		
19:30	閉園		

4歳～5歳

平 日		土・日・祝	
時間	活 動	時間	活 動
7:30	開園順次登園	7:30	開園順次登園
8:00	自由遊び・外遊び	8:00	自由遊び・外遊び
9:00	(排泄) 主活動	9:00	(排泄)主活動 (合同)
11:40	(排泄) 昼食～自由遊び	11:00	(排泄)昼食 (合同)
13:00	午後活動	13:00	自由遊び (合同)
15:00	おやつ	15:00	おやつ (合同)
15:30	お帰り準備・順次降園 (自由あそび)	15:30	お帰り準備 順次降園
19:30	閉園	19:30	閉園

※ 離乳食、食物アレルギー対応食を提供し宗教食の配慮もします。

※ 3歳児は12月頃までを目途に、4・5歳児は夏期のみ午睡(休憩)します。

(6) 年間行事計画

月	行 事
4月	・内科健診・進級式
5月	・子どもの日お祝い会
6月	・どろんこ開始・歯科検診
7月	・七夕会 ・プール(水遊び)開始 ・保育参観

8月	・プール（水遊び）
9月	・地域交流会
10月	・ハロウィン ・内科健診 ・運動会 ・遠足
11月	・専科活動スタート
12月	・クリスマス会
1月	・個人懇談（希望者）
2月	・節分会 ・発表会
3月	・ひなまつり会 ・卒園式 ・入園式

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します

(7) 給食の提供

◎給食・おやつ提供

給食・おやつは、園内の厨房で手作りして提供します。

市販の菓子類を使用する際は、安全で食品添加物の少ないものにしていきます。

全年齢児とも完全給食です。

◎献立について

名古屋市の献立を基本とし、当法人の栄養士が作成します。

食べやすい大きさ、かたさ、舌ざわりを考え、薄味になるようにしています。

年齢にあった量を盛り付けるようにしています。

安全で衛生的な給食づくりに努めています。

◎離乳食の対応

名古屋市献立表を基準にし、離乳食中期より対応します。保育園の栄養士がお子様の成長及び発達に応じて調理し、提供します。

◎食物アレルギー食の対応

食物アレルギー等で食べられないものがあれば、入園時に面談の上、除去食の提供をいたします。また、除去食の提供に関しては医師の指示書をご提出いただきますようお願いいたします。

◎食育への取り組み

保育過程とともに食育計画を作成し、子どもたちの発育に応じた食育を目指しています。

(8) その他の事業の実施状況

・障害児保育（インクルーシブ保育）

子どもの障がいの有無にかかわらず、個々に必要な援助を受けながら一緒に成長していく保育を行います。

- ・延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する保育需要に対応するため、保育時間の延長を行います。

- ・その他

働く保護者が出産後も継続して勤務できるように、生後6ヶ月からの保育を実施しています。

- ・休日保育

保護者の就労などにより、日曜日や祝日に家庭で保育ができない時に保育園でお預かりする事業です。利用にあたり、長久手市へ事前に利用登録が必要となります。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額（利用料）

国が定める利用料をお支払いいただきます。

(2) 延長保育にかかる費用

保育標準時間・保育短時間の2区分に対応した、延長保育事業を実施します。延長保育を利用された場合は、国が定める上限額の範囲で、運営規程で定められた利用料をお支払いいただきます。

また、18:30におやつを提供をさせていただき、おやつ代として一食50円をご負担いただきます。

延長保育にかかる利用者負担

種別	費用	延長時間	区分
延長保育	飲食 物費	1時間	1回（1食）50円
		その他	とくになし
	事業の 運営費	18:31～19:00	100円
		19:01～19:30	100円

(3) 短時間延長保育にかかる利用者負担

短時間延長	事業の 運営費	16:01～16:30	100円
		16:31～17:00	100円

(4) 休日保育事業利用料

在籍園での保育と合わせて週6日までは、別途休日保育の利用料はかかりません。ただし、すでに月曜日から土曜日まで週6日を保育園に通所させている場合には、休日保育を利用する日数分、通所しない日（代替休日）を設ける必要があります。（在籍園と調整が必要となります）

万が一、期限までにご連絡がないキャンセルの場合は、理由の如何に関わらず500円をキャンセル料として申し受けます。

(5) 公益社団法人全国私立保育園連盟契約の「ほいくのほけん」にかかる利用者負担

区 分	利用者負担額
生活保護世帯	0円
生活保護世帯以外	0円

(6) 教育・保育において提供される便宜に要する費用及び特定負担額

・便宜に要する費用

当園では、第9に掲げる保育を提供するにあたり、必要となる物品の購入や行事への参加等に係る実費をお支払いただきます。主活動及び専科で必要となる教材及び行事に係る費用については、都度ご案内します。

区 分	項 目	負 担 額
便宜に要する費用	給食主食費 (2号(3歳児クラス以上))	月額 1,500円
	給食副食費 (2号(3歳児クラス以上))	月額 4,500円
	教材費(ハイター 帽子など)	2,000円～5,500円程度
	専科・行事への参加費用 (衣装代・プレゼント代・バス代など)	1,000円～9,500円程度

第 11 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

(1) 園児が小学校へ就学したとき

園児が満 6 歳に到達して最初の 3 月 31 日を迎えたとき

(2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく教育・保育給付認定を受けられなくなったとき

(3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 12 緊急時等の対応方法

(1) 医療機関

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医・嘱託歯科医への連絡を行います。

医療機関の名称	堂森グリーンロードクリニック
医師名	堂森 丈正先生
所在地	長久手市城屋敷 1 2 1 0
電話番号	0 5 6 1 - 6 2 - 5 8 0 0
医療機関の名称	みどりのおかこども歯科
医師名	蛭川 登夫先生
所在地	名古屋市守山区森孝東 2 丁目 2 0 4 - 7
電話番号	0 5 2 - 7 7 8 - 8 5 0 0

(2) 災害共済給付制度への加入

当園では、公益社団法人私立保育園連盟契約の「ほいくのほけん」に加入契約しています。

第 13 非常災害対策

暴風警報発令時	<ul style="list-style-type: none"> ・警報が発令されている間の保育は登園見合わせとします。原則として警報解除後 2 時間より保育を再開します。
警戒レベル 3 (高齢者等避難) 発令時	<ul style="list-style-type: none"> ・適用区域内の保育園は、解除されるまで保育は中止します。 ・登園後に発令された場合は、保育は中止しますので、すみやかに迎えに来てください。
警戒レベル 4 (避難指示) 発令時	
警戒レベル 5 (緊急安全確保) 発令時	
震度 5 強以上地震発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・発生した場合は、保育は中止します。 ・登園後に発表された場合は、保育は中止します。できる限り早いお迎えをお願いします。
南海トラフ地震に関連する情報 (臨時)	<ul style="list-style-type: none"> ・発表された場合は、保育は中止します。 ・登園後に発表された場合は、保育は中止します。できる限り早いお迎えをお願いします。
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・火災避難訓練は毎月実施します。
非常災害用備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省指示の必要 食料品を備蓄 ・厚生労働省指示の必要 生活用品を備蓄

第 14 防犯、事故防止のための措置

当園は、園児の安全を確保するため、防犯訓練、事故防止研修を毎月実施します。また、不審者対策としてセキュリティ会社による 24 時間警備も併せて実施します。東警察署、東消防署に指導を仰ぎながら防犯訓練・避難訓練を毎月実施しています。また、事故防止の為の施設安全対策は、床には 2.3 c m クッションフロアーを使用し、家具には転倒防止装置などを設置しています。又、事故防止のための研修会参加職員による情報の共有も職員会議を通じ実施します。

第 15 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第 16 苦情等の受付について

当園における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当 園 苦 情 相 談 窓 口	苦情解決責任者 理事長 阿部(古内) 真由子 連絡先 TEL 0561-76-0678 (てとろ北保育園 月～金 10:00～17:00) 苦情受付担当者 主任保育士 中山 典子 連絡先 TEL 0561-76-0678 (てとろ北保育園 月～金 10:00～17:00)
第 三 者 委 員 窓 口	第三者委員 弁護士 宗 真紀子 連絡先 TEL 052-218-5645 (弁護士法人愛知リーガルクリニック月～金 10:00～17:00) 第三者委員 法人監事 小川 順一 連絡先 TEL 052-910-3533 (株式会社セラム月～金 10:00～17:00)

※この重要事項説明書の内容は、令和6年4月1日現在の情報です。